



管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	拡充提案・関連提案に係る規制の特例措置の番号・名称	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	プロジェクト名	提案番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係府庁		
0120070	「投資・経営」、「技術」、「人文知識・国際業務」の在留資格を有する外国人の職への長期在留資格の付与	当庁の所管法令ではない。			資本金1億円以上の成長事業を展開する本社設置外資系企業において、在留資格「投資・経営」「技術」「人文知識・国際業務」を有する外国人在籍者の職の活動を、在留資格「特定活動」に追加する。	兵庫・神戸は、開港以来、国際都市として発展してきた歴史を有し、外国・外資系企業の経済活動が盛んで、世界的な外資系企業が社会を創出している。これら企業は地域経済に大きく寄与するが、とりわけ、成長事業を展開する企業活動、今後の地域経済の発展において極めて重要である。これら成長事業を牽引する大企業の外国人経営者や社員は当該地域において必要不可欠な人材である。高度人材の職の在留を認められたことを踏まえ、当該地域として同程度に重要な人材である外国人企業関係者が、親の介護で入国が困難になったり、在留できなくなることがないように、職の活動を「特定活動」に加入することを求めるもの。	(-)	(-)	移民を含む外国人の受入れに関しては、在留管理、雇用、教育、社会保障等の各制度がそのために十分に整備され、また、国民のコンセンサスが得られていることが必要と認識している。当庁としては、常に考えられる様々な影響について慎重に検討する必要があることから、御提案を認めることは妥当ではないと考える。	目的の提案主体からの意見を踏まえ再度検討し回答された。	(-)	(-)	移民を含む外国人の受入れに関しては、在留管理、雇用、教育、社会保障等の各制度がそのために十分に整備され、また、国民のコンセンサスが得られていることが必要と認識している。当庁としては、常に考えられる様々な影響について慎重に検討する必要があることから、御提案を認めることは妥当ではないと考える。	右提案主体の意見を踏まえ、地域を限定し、対象、条件を絞り込んだり、国内での活動も活発化している。		ご回答のとおり、在留資格を有する外国人の職への長期在留資格の付与に関しては、社会制度・雇用の整備、国民の理解が必要である。同時に、高度外国人材(特定研究活動等の対象となる外国人材)の活用が不可欠である。その他外国人材の受け入れ促進や雇用の必要性にかかわる国内での活動も活発化している。	(-)	(-)	前問も回答したとおり、外国人の受入れに関しては慎重な検討が必要であると考えている。なお、当庁では、来日外国人の帰国状況について、各種の調査・分析を行うとともに、関係機関等とも連携しつつ、その的確な把握に努めているところである。		1 0 4 0 0 0	兵庫県	兵庫県	警察庁 法務省 厚生労働省		
0120080	世界に認められる、21世紀のバチンコビジネスモデル、バチンコ営業店内に「賞玉・賞メダル返却所を設置」	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和33年法律第122号)以下「法」とし、第23条第1項第1号	ばちんこ営業は、客に遊技球又は遊技メダルを貸し出し、客が遊技球等で遊技をした結果に応じて客に賞品を提供する営業であるところ、その営業の形態によっては客の射撃心を著しくそそおそれがあるため、法においてばちんこ営業を著しくする者は、あらかじめ公安委員会の許可を受けなければならないこととし、著しく射撃心をそそおそれのある遊技機の設置を禁止しているほか、現金又は有価証券を賞品として提供すること、客に提供した賞品を買い取ることを禁止している。		バチンコ業界の改革・改善。警察庁の犯罪統計により、「ばちんこ賞品買取所」に対する凶悪犯罪が、全国で毎日のように絶えず発生している被害を鑑み、再度ご提案をさせて頂き、これらの凶悪犯罪を未然に防ぎたい。バチンコ営業店内に「賞玉・賞メダル」の買戻しを行うことが、多くのバチンコファンを凶悪犯罪から守るために必要なことであると考えられる。具体的には、バチンコ営業店が遊技客の求めに応じて、賞品提供等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則(昭和33年政令第19号)等が買戻しすることが出来るシステム。このシステムの構築により、日本に来る海外観光客が年々増加している中で(国際観光振興機構の調べによると、2007年に日本を訪れた外国人旅行者数は実に894万人であった)、世界の人口に、日本で生まれたバチンコ文化を伝播する事が、バチンコを以て中心とする観光産業として重要な役割を果たすと考えます。「バチンコは平和産業である。」(ミハイル・ゴルバチョフ元ソ連大統領の弁)このバチンコ産業を日本だけでやるのはもったいない。ハイテク電子部品先端技術等の発展促進を図る観点、特許等の社会的利益が期待される観点から、今回の提案により、世界に認められる、新しいバチンコビジネスモデルへと発展する事が出来るのであります。		C					ばちんこ営業店内において遊技客の玉又はメダルが現金で買戻されることは、ばちんこ営業に起因して現金が容易に提供されることと同様であり、当該営業について著しく客の射撃心をそそおそれが生じるとともに、当該営業が賭博罪に当たる行為を行っているとの評価を受ける可能性があることから、認められない。											1 0 4 0 0 0	株式会社 玉越 愛知県	警察庁	
0120090	世界に認められる、21世紀のバチンコビジネスモデル、バチンコ営業店内に「賞玉・賞メダル」の最高限度額を変更する。	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和33年法律第122号)以下「法」とし、第19条、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則(昭和33年政令第19号)第35条第1項第2号	ばちんこ営業は、客に遊技球又は遊技メダルを貸し出し、客が遊技球等で遊技をした結果に応じて客に賞品を提供する営業であるところ、その営業の形態によっては客の射撃心を著しくそそおそれがあるため、法においてばちんこ営業を著しくする者は、あらかじめ公安委員会の許可を受けなければならないこととし、著しく射撃心をそそおそれのある遊技機の設置を禁止しているほか、遊技券としてばちんこ遊技機に係る玉1個につき4円、回胴式遊技機に係るメダル1枚につき20円を超えること等の規制がなされている。		内閣府が以前行った国内における物価の地域差に対する消費者の考え、評価及び購買行動について、物価モニターに対し調査を行った結果では、物価の地域差があることについて、大多数の者が「当然のことである」とみている。例えば、名古屋と札幌の統計上の最新データを比較した場合、人口(名古屋24万人、札幌189万人)、一人当たりの市民所得(名古屋324万円、札幌270万円)、有効求人倍率(名古屋2.24倍、札幌0.56倍)という数字にも表れており、データから地域差は想像されるべきです。現在のバチンコ賞品買取所は昭和52年(1977年)12月31日に改定されたから実に30年近くも変更されておらず、バチンコファンからは、賞品金額の上昇の改定を切望する声があがっております。そもそも、バチンコ営業は賭博で認められた遊技で営業を行っており、1日幾多の消費者として出入ることを禁じている等、戦後60年に及り国民の誰もが認める、適度な射撃性を保った最大の大型娯楽産業であります。例えば競馬、競輪等の公益ギャンブルや株式投資等は賞品買戻しで報酬に投資法を定めることを受けても、直後の大型娯楽であるバチンコ産業が行い、過剰規制を受けたいと望むと見做されるべきではありません。それが故、地域により、遊技客が夢遊しているより幅広い「賞玉・賞メダル買戻し」制度については1円から5円、賞メダルにあっては上限25円程度の金額の中から、お客様の選択額に合わせた新しい遊技コインを行うことが、バチンコファンにとっても時代に合った良員の選択額であるため、今回の提案をさせて頂きます。		C					本件は、ばちんこ遊技機に係る玉及び回胴式遊技機に係るメダルの準備の上限を引き上げることが必要であると認識しているが、ばちんこ営業に係る遊技料の引上げについては、当該営業について著しく客の射撃心をそそおそれが生じるとともに、引上げの程度によっては、当該営業が賭博罪に当たる行為を行っているとの評価を受ける可能性があることから、認められない。											1 0 4 0 0 0	株式会社 玉越 愛知県	警察庁	
0120100	クーポン型ふるさと活性化Project	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和33年法律第122号)以下「法」とし、第23条第1項第8号、第23条第1項第9号	ゲームセンター営業は、スロットマシン、テレビゲーム機等の遊技設備により客に遊技させる営業であるが、ゲーム機維持や少額年行の温成心なといった問題を生じていることから、その健全化と業務の適正化を図ることを目的に、ゲームセンター営業を著しくする者は、あらかじめ公安委員会の許可を受けなければならないこととし、遊技の結果に応じて賞品を提供すること等を禁止している。		ゲームセンター等、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第8号の営業を営む者は、その営業に際し、遊技の結果に応じて賞品を提供してはならない。とされているが、認定された特区内、商店街、市庁等からなる協賛会を設け、当該協賛会の参加者が営業しているゲームセンター内に限り、ゲームで得たコインを一定数で特区内の参加商店街等で使える地域通貨と交換できることとする。これにより、訪れた観光客がエンタテインメント施設で遊び、ゲームで得た地域通貨も有効に使われることから、特区内で地域通貨の流通が促され、特区内での観光客、地元住民の消費拡大、経済効果が期待できる。ただし、未成年者の利用は終日禁止とし、営業時間等は現行の規制を遵守することとする。		C					提案内容に記載されている「地域通貨」がどのようなものか判断できないが、現金又は有価証券に該当するものと解される。ゲームセンター営業では、客の射撃心を著しくそそおそれがあるため、遊技の結果に応じて賞品を提供することを禁止しているところ、認定された地域内といたし「地域通貨」を賞品として提供することは、射撃心を著しくそそおそれるとともに、当該営業が賭博罪に当たるおそれがあることから、認められない。											1 0 8 4 3 0	個人	東京都	警察庁